

創業者・事業承継者等の支援を拡充しました。

三鷹市内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

三鷹商工会 中小企業等産業活性化補助金 のご案内

省エネ化（LED化・脱炭素化）やデジタル化、新規販路開拓（HP制作・展示会出展等）、生産性向上等に要する経費などについて、補助します。

公募期間

令和8年6月1日(月)から

令和8年7月31日(金)まで

※予算に達し次第、募集を終了する場合があります。終了時は三鷹商工会HPに掲載します。

- 創業、事業承継したばかりで、事業の発展のための補助を受けたい！
- 社内例規を整備するため社会保険労務士等のサポートを受けたい！
- 災害時に備えてポータブル電源を購入したい！
- BCP策定のための助言を受けたい！
- 空調更新や照明LED化で省エネをしたい！
- 新たな顧客開拓のためのHP・チラシを作りたい！
- 商談会や展示会に出展して受発注の促進をしたい！
- システム導入によりデジタル化を図りたい！ など



●補助金は誰が利用できるの？

対象者：三鷹市内で事業を営む市内中小企業等が対象です（詳細は4頁参照）。
過去、本補助金に採択された補助事業者は、類似した補助事業は対象外となります。

☆発注先は原則三鷹市内の業者でお願いします。業者をお探しの場合は三鷹商工会までお問合せください。

●申請枠

- ・申請枠によって補助率が異なります。
- ・今回新たに創業・事業承継特例が設けられました（裏面参照）。

①レジリエンス枠

対象	賃上げや人材確保に資する事業。 サプライチェーン強靱化の備えとして、 事業継続計画(BCP)の策定やリスクへの 備えに資する事業。
補助上限	30万円
補助率	補助対象経費(税抜)の3分の2以内
補助対象期間	交付決定日から <u>令和9年1月31日</u> まで

②デジタル枠

対象	DX(デジタルトランスフォーメーション) の取組を促進する事業(デジタル人材 の育成やシステム構築等に係るもの。) ※HP作成について EC機能やオンライン予約機能など効率化につ ながるものは、「デジタル枠」に該当。それらの 機能を含まない場合は「一般枠」に該当。
補助上限	30万円
補助率	補助対象経費(税抜)の3分の2以内
補助対象期間	交付決定日から <u>令和9年1月31日</u> まで

③グリーン枠

対象	省エネ化・LED化及び脱炭素化への対 応や取組を促進する事業。 (CO2削減に資すると判断できるもの)
補助上限	30万円
補助率	補助対象経費(税抜)の3分の2以内
補助対象期間	交付決定日から <u>令和9年1月31日</u> まで

④一般枠

対象	①～④の枠以外の事業活性化・販路開 拓等に資するもの。
補助上限	30万円
補助率	補助対象経費(税抜)の2分の1以内
補助対象期間	交付決定日から <u>令和9年1月31日</u> まで

【特例について】

創業者・事業承継者等に該当する方は、補助率 10/10 に引き上げられます。

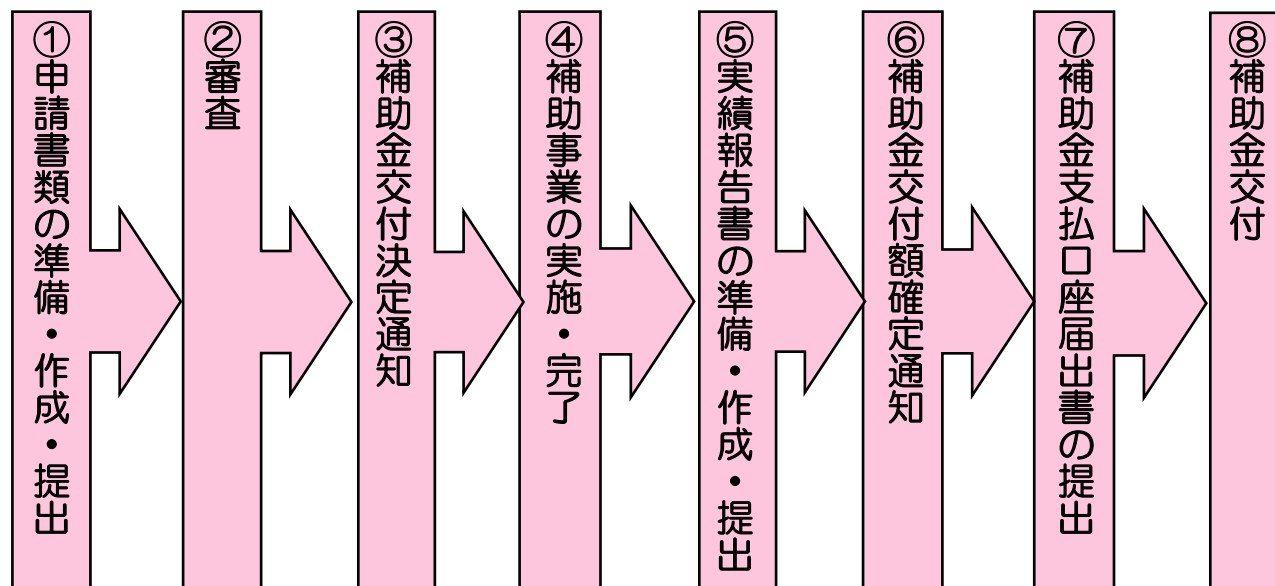


対 象	<p>【創業者】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日以降に創業している事業者（令和5年3月31日以前から事業を営んでいた事業者は対象外） ※創業日については、法人は登記簿謄本（履歴事項全部証明書）、個人は開業届に記載されている事業開始日 ・申請日までに次の支援関係機関によるいずれかの支援を受けていること。 <ol style="list-style-type: none"> ① まちづくり三鷹 みたか起業塾/コネクター相談/経営・起業等相談(専門家アドバイザー相談) ② 三鷹商工会 経営相談/創業塾 ③ みたか市民協働ネットワーク 三鷹「まち活」塾 ④ 三鷹ネットワーク大学推進機構 三鷹「まち活」塾/みたか身の丈起業サロン ⑤ 三鷹市 創業資金融資あっせん など <p>【事業承継】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和5年4月1日以降に事業承継している、あるいは事業譲渡を行おうとしている事業者 ※事業承継とは、経営資源を経営者の親族、従業員または第三者に引き継ぐことをいう。法人にあっては、代表者の変更を伴い、承継者が株式の過半数を取得し経営権を取得したと認められるものをいう。 ※事業承継者については、事業承継を行った日において市内で3年以上継続して営業をしていた被承継者（事業を引き渡す個人または法人）から承継していること。 ・申請日までに次の支援機関によるいずれかの支援を受けていること。 <ol style="list-style-type: none"> ① まちづくり三鷹 経営・起業等相談(専門家アドバイザー相談) ② 三鷹商工会 経営相談 ③ 東京都多摩地域事業承継・引継ぎ支援センター 個別相談 など <p>*詳細については、商工会HPでご確認ください。</p>
注意点	<ul style="list-style-type: none"> ・(承継者のみ) 大企業が実質的に経営に関与していないこと。 例：大企業のフランチャイズ事業を承継した場合、加算対象外 ・被承継者と承継者が同一人物（法人の場合は代表者）ではないこと。 例：個人事業主 A 氏が営んでいた事業を法人（法人の代表者は A 氏）に引き継ぐなど
補助率	補助対象経費(税抜)の10分の10

【補助金の交付決定について】

- 1：前記①～③枠かつ新規の申請者を優先的に採択します。
- 2：①～③枠かつ新規の申請以外の申請は1の審査が終了後に審査開始となります(予算に達し次第募集終了)。
- 3：補助金の振り込みは、採択され、事業完了後・実績報告書の検査後となります。

●申請から補助金交付までの流れ



●補助金の対象経費は？

申請枠ごとに異なりますが、下記のもが原則として「補助対象経費」となります。

分類	導入例	効果等
①機械、備品の購入、製作、リース及び設置等に要する経費	<ul style="list-style-type: none"> ・ポータブル電源等 ・電動アシスト自転車等（3輪・4輪に限る） ・業務用調理器具類等 ・業務用厨房機器類等 ・デジタルファブリケーション機器等 ・LED照明類等 ・業務用空調設備等 	<ul style="list-style-type: none"> ・災害・停電時への備え ・輸送力の向上 ・仕込み時間・調理時間等の短縮、効率化 ・先端的なデジタル技術による効率化 ・省エネ化 ・CO2削減
②店舗レイアウト変更等に係る工事経費	店舗改修によるレイアウト変更等	作業スペースの確保や保管スペースの拡大
③ソフトウェア・情報システムの購入、構築等に要する経費	在庫管理、販売・顧客管理、診療予約管理、勤怠管理、会計・給与システム等	それぞれのシステム化・デジタル化による業務効率化
④新製品・新技術または新サービスの研究・開発のための調査・研究・企画に要する経費	新製品製造のための試作品開発等	業務マニュアル作成やスキルの向上等による作業の効率化など
⑤特許などの工業所有権の取得申請に要する経費	特許取得に係る申請経費等	特許取得による権利の保護
⑥研修や専門家の助言等に要する経費（BCP策定等を含む）	賃上げや人材確保に向けた、社会保険労務士等による、社内例規の作成。 人材育成・教育訓練・BCP策定の専門家謝金等	スキルの向上による作業効率化・BCP策定によるリスク管理
⑦広告宣伝（チラシ・パンフレット・HP等）や展示会出展などの販売促進、販路拡大に要する経費	販売促進に係る経費・HP作成・展示会出展に係る経費等	顧客獲得・売上向上に寄与 ※HP作成について EC機能やオンライン予約機能など効率化につながるものは、「デジタル枠」に該当

1. レジリエンス枠は①～⑦、 2. デジタル枠は①、③～⑦、 3. グリーン枠は①～⑦
4. 一般枠は①～⑦ がそれぞれ補助対象経費となります。

●補助対象外経費は？

下記に該当するものは補助対象外経費となります。

その他の補助対象外経費は三鷹商工会 HP をご確認ください。



三鷹商工会 HP

- ・交付決定日より前に契約、導入又は実施した経費
- ・同一対象経費について、国や三鷹市等の地方公共団体から補助金の交付を受けている経費
- ・本事業の趣旨に反する経費（汎用性のあるもの…PC、タブレット端末、複合機、消耗品類等）
- ・既に導入している設備等の維持管理費、更新料等に係る経費
- ・通常の事業活動に伴う経費（例:事務所賃料、水道光熱費、燃料費、賃金、交際費、通信費等）
- ・経費の算出が適正でないもの（事業とは関係のない経費、領収書等がないもの、福利厚生費用等）
- ・事務所の清掃費用等、施設の維持管理を目的とした経費
- ・その他三鷹商工会長が不適当と認める経費

● 交付対象者は？

① 下表に当てはまる市内中小企業等（法人又は個人事業主 フリーランスも対象です。）

	業種 (中小企業基本法 分類)	次のいずれかを満たすこと	
		資本金の額 又は出資の総額	常時使用する 従業員
会社 または 個人事業主	製造業、建設業、 運輸業、その他の業種※1	3億円以下	300人以下
	卸売業	1億円以下	100人以下
	サービス業	5,000万円以下	100人以下
	小売業	5,000万円以下	50人以下
会社以外の法人※2		—	300人以下

※1 日本標準産業分類A農業・林業又はB漁業を除く。

※2 特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第2条第1号に規定する一般社団法人等、法人税法別表第2に規定する公益法人等のうち、医療法人、公益財団法人、公益社団法人及び社会福祉法人。

② 交付申請日時点において、継続して市内で事業を営んでいること。

【※市内に事業所を有していることの判断基準】

● 判断基準（○：交付対象、×：交付対象外）

- ・【法人】市外に法人登記をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【法人】市内に法人登記をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×
- ・【個人】市外で住民登録をしていて、市内に事業所を有して事業を行っている場合 ⇒○
- ・【個人】市内で住民登録をしていて、市外の事業所で事業を行っている場合 ⇒×

③ 次のいずれにも該当しないこと

- (1) 営業に関して必要な許認可等未取得していない者
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に掲げる性風俗関連特殊営業を行う者
- (3) 三鷹市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者
- (4) その他三鷹商工会長が不相当と認める者

● 注意点

- ・三鷹商工会 HP に掲載している補助金交付要綱をご確認の上、ご申請ください。
- ・本補助金は、事業が全て完了し、実績報告後の交付になります。
- ・交付決定日より前に契約、導入又は実施した経費については補助対象外となります。
- ・補助対象期間内に支払が完了しなかった場合は、交付対象外となります。

● 申請先・問合せ先

提出書類一式を、下記へ郵送（簡易書留を推奨）又は窓口にて提出してください。申請書は三鷹商工会で配布するほか三鷹市生活経済課（三鷹市役所第二庁舎2階）窓口や三鷹商工会のHPから入手できます。

【書類送付先】〒181-0013 三鷹市下連雀 3-37-15 三鷹商工会 活性化補助金係 宛

【問合せ先】三鷹商工会（平日9時～17時30分）

TEL：0422-49-3111

メール：mitaka@shokokai-tokyo.or.jp

